

# 新型インフルエンザ緊急融資

新型インフルエンザの発生により影響を受ける府内中小企業の方々を支援するため、緊急融資を実施しておりますので御活用ください。

## 1 短期資金

対象者	<p>新型インフルエンザの発生により影響を受け、最近1ヶ月間の売上高が前年同月に比して減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比して減少することが見込まれる府内中小企業者・組合</p> <p>※通常の審査書類に加え、取扱金融機関備え付けの「売上減少申告書(新型インフルエンザ緊急融資用)」への記入が必要</p>
融資限度額	無担保3,000万円(経済変動・雇用対策融資の残高含め保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内)
融資期間等	<p>運転資金1年以内(一括返済又は均等月賦返済)</p> <p>&lt;均等月賦返済の場合は、必要に応じ2ヶ月以内の据置可&gt;</p>
融資利率	年1.7%(固定金利)

## 2 長期資金(緊急資金)

対象者	<p>次の両方の要件を満たす府内中小企業者・組合(景気対応緊急保証(中小企業信用保険法第2条第4項第5号)の適用を受ける特定中小企業者として特定中小企業者認定要領4(5)(二)に係る市町村長の認定を受けた方)</p> <p>① 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う方</p> <p>② 新型インフルエンザの発生により影響を受け、最近1ヶ月間の売上高が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる方</p> <p>※通常の審査書類に加え、上記市町村長の認定書が必要</p>
融資限度額	無担保8,000万円 有担保2億円(保証協会の保証利用可能額(別枠)の範囲内)
融資期間等	<p>運転資金・設備資金10年以内(保証協会の既往借入金(金融安定化特別保証付き等の既往借入金除く)の借換可)</p> <p>&lt;原則として均等月賦返済、必要に応じ2年以内の据置可&gt;</p>
融資利率	年1.8%(固定金利)

## 3 長期資金(一般資金)

対象者	短期資金と同じ。
融資限度額	無担保8,000万円 有担保2億円(保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内)
融資期間等	<p>運転資金・設備資金7年(経営安定特別支援制度(注1)の場合10年)以内</p> <p>&lt;原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可&gt;</p>
融資利率	年2.2%(固定金利)

### ◆ 共通事項

担保・保証人	<p>京都信用保証協会の保証が必要(原則法人の代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)</p> <p>&lt;いきいき割引(注2)の場合 保証料率年0.2%引下げ&gt;</p>
受付機関	<p>次の京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金</p>
実施期間	平成23年3月末まで(予定)

(注1) 厳しい経営環境により業況が悪化している中小企業者・組合が、経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受ける場合、融資期間の長期化により月々の返済額軽減を図る制度

(注2) 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。